

福島県議会議長 西山 尚利 様

地球温暖化・災害に強い県づくり対策  
特別委員会調査報告書

令和7年9月30日

福島県議会地球温暖化・災害に強い県づくり対策

特別委員長 佐藤 政隆



# 目 次

I 付議事件	1
II 調査の経過	1
III 調査結果	1
1-1 地球温暖化対策（主にカーボンニュートラルの実現）をめぐる課題	1
1-2 本県の地球温暖化対策（主にカーボンニュートラルの実現）に向けた取組状況	2
(1) 本県の取組状況	2
① 地球温暖化対策について	2
② 再生可能エネルギーの推進について	3
(2) 県内外の取組状況	4
1-3 提言等	11
(1) 地球温暖化対策について	12
① 脱炭素化・気候変動対応に関すること	12
② 廃棄物の減量・食品ロス削減に関すること	13
(2) 再生可能エネルギーの推進について	14
① 再生可能エネルギー等の導入拡大に関すること	14
② 再生可能エネルギー等関連産業の活性化に関すること	15
2-1 災害に強い県づくりをめぐる課題	15
2-2 本県の災害に強い県づくりに向けた取組状況	16
(1) 本県の取組状況	16
① 防災・減災について	16
(2) 県内外の取組状況	18
(3) 参考人意見聴取	20
2-3 提言等	21
(1) 防災・減災について	21
① 防災・減災・国土強靱化に関すること	21
② 災害時の医療・福祉支援体制に関すること	23
IV おわりに	23
地球温暖化・災害に強い県づくり対策特別委員会委員名簿	25
地球温暖化・災害に強い県づくり対策特別委員会調査事項	26
地球温暖化・災害に強い県づくり対策特別委員会調査経過	27



# 地球温暖化・災害に強い県づくり対策特別委員会調査報告書

令和7年9月30日

福島県議会議長 西山 尚利 様

地球温暖化・災害に強い県づくり対策特別委員長 佐藤 政隆

本委員会に付託された事件について調査した結果は、次のとおりである。

記

## I 付議事件

- 1 地球温暖化対策（主にカーボンニュートラルの実現）について
- 2 災害に強い県づくりについて
- 3 上記1及び2に関連する事項

## II 調査の経過

本委員会は、自然災害が頻発化・激甚化する中、喫緊の課題である地球温暖化への対応を進めるとともに、災害に強い県土をつくり、かつ防災・減災のための対策の強化を図るため、地球温暖化対策（主にカーボンニュートラルの実現）と災害に強い県づくりに関連する事項について調査する目的で、令和5年12月26日に設置された。以来13回にわたり委員会を開催し、関係当局の説明を聴取するとともに、県内外調査や参考人招致による調査を積極的に行ってきた。

## III 調査結果

### 1-1 地球温暖化対策(主にカーボンニュートラルの実現)をめぐる課題

近年、地球温暖化が原因と考えられる異常気象により、我が国でも豪雨等が頻発し、世界各地で記録的な熱波や寒波、大雨等の深刻な気象災害により多くの生命や財産が失われるなど、甚大な被害が発生している。

そのような中、地球温暖化対策の国際枠組みであるパリ協定において、世界共通の

長期目標として、産業革命以降の平均気温の上昇を2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求することが示され、我が国においても、令和2年（2020年）10月に、2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにする「2050年カーボンニュートラル」を目指すことが表明された。

本県においては、令和3年（2021年）2月に、「福島県2050年カーボンニュートラル」を宣言したところであり、この目標の実現のためには、県民や事業者などあらゆる主体が一体となり、オール福島で地球温暖化対策の一層の強化、推進に取り組んでいく必要がある。

## 1-2 本県の地球温暖化対策（主にカーボンニュートラルの実現）に向けた取組状況

### (1) 本県の取組状況

地球温暖化対策（主にカーボンニュートラルの実現）に向けて本県が行う各種施策に関する主な取組状況は、下記のとおりである。

#### ① 地球温暖化対策について

##### 【脱炭素化・気候変動対応に関すること】

- 令和6年度に制定した「福島県二〇五〇年カーボンニュートラルの実現に向けた気候変動対策の推進に関する条例」の下、温室効果ガス排出量の削減に向けた「緩和策」と気候変動への影響を回避・低減するための「適応策」を両輪として、県民を対象とした環境イベントの開催、県内事業者や市町村の脱炭素化への支援、県独自の熱中症対策である「ふくしま涼み処」の運用など、気候変動対策の普及啓発と実践拡大に向けた取組をオール福島で推進している。
- テクノアカデミーにおいて、ZEHに関する建築設備技術を取得し、住宅建築の施工現場で活躍できる実践的な技術者を育成するとともに、水素エネルギーの利活用に関する各種講座や燃料電池車の制作等を通じて、水素関連産業分野を担う人材の育成に取り組んでいる。

##### 【廃棄物の減量・食品ロス削減に関すること】

- 本県は令和5年度の1人1日当たりのごみ排出量が全国ワースト2位であり、特に可燃ごみに占める生ごみの割合が高い状況にあることから、家庭の生ごみの堆肥化に係るモデル事業の実施、身近に取り組めるごみ減量アイデアの普及啓発に取り組むほか、令和6年度に立ち上げた「福島県ごみ減量市町村連携推

進会議」を通じて市町村との連携を強化するとともに、ごみの減量・資源化に取り組む市町村や、廃コピー用紙のリサイクル処理に取り組む県内企業等に対する補助を行っている。

- 食品ロス削減については、フードドライブの普及啓発や食べ残しゼロ協力店の取組を支援するとともに、事業系や家庭系ごみにおける食品ロス実態調査を通じ、現状を把握しながら効果的な施策の検討を進めている。

また、人や社会、環境に配慮した消費行動である「エシカル消費」を推進するため、高校生のアイデアを取り入れた新聞広告のほか、大型店舗におけるイベントの開催等により普及啓発を図っている。

- 産業廃棄物の適正処理については、排出事業者及び処理業者を対象に施設整備や調査研究に対する支援を行い、排出抑制や再生利用を推進するとともに、産業廃棄物処理を担う人材の育成や産業廃棄物に関する県民の理解醸成に向けた取組を進めている。

## ② 再生可能エネルギーの推進について

### 【再生可能エネルギー等の導入拡大に関すること】

- 阿武隈山地や沿岸部における再エネ発電設備や共用送電線をはじめ、地域特性を活かした小水力発電やバイオマス発電、企業等が自家消費に用いる再エネ設備、県民に身近な住宅用太陽光発電など、多様な種別、規模の設備に対する導入支援のほか、薄型・軽量で柔軟性のある次世代型のペロブスカイト太陽電池の県有施設等への試行的な導入に加え、特定の県内需要家に電力を供給する地産地消型の再エネ設備の導入支援に取り組んでいる。

また、水素社会の実現に向け、燃料電池自動車や燃料電池トラックの導入支援、水素ステーションの整備に対する支援に取り組んでおり、本年5月には、経済産業省により本県が「燃料電池商用車の導入促進に関する重点地域」に選定されるなど、更なる水素の利用拡大への取組が期待される。

- 県内再エネ関連企業の新規参入、事業化、販路拡大等への一体的・総合的な支援を通じ、企業間取引における多くの成約につながったほか、風力メンテナンス産業に新たに参入を予定する企業が生まれるなどの成果が出ている。

また、再生可能エネルギー関連技術の高度化に向けて、ハイテクプラザにお

ける研究開発や県内企業の新製品開発に係る実証研究への支援などに取り組むとともに、今後増加する太陽光パネルのリユース・リサイクルに係る適切な処理体制の仕組み構築に向けたモデル事業の実施、福島大学水素エネルギー総合研究所が県内企業と連携して行う研究開発への支援等に取り組んでいる。

## (2) 県内外の取組状況

令和6年11月5日から11月7日にかけて実施した県外調査及び令和7年5月26日から5月28日にかけて実施した県内調査における地球温暖化対策（主にカーボンニュートラルの実現）に関する調査状況は下記のとおりである。

### ① さいたま市役所(埼玉県さいたま市)

さいたま市は、令和2年（2020年）7月に、2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロ、いわゆる「ゼロカーボンシティ」を目指していくことを表明し、令和3年（2021年）5月には、気候変動の影響に対する危機感を市民や事業者などあらゆる主体と共有し、一丸となって行動するため、「さいたま市気候非常事態宣言～脱炭素社会に向けた持続可能な都市の実現を目指す行動宣言～」を発出した。

さらに、令和4年（2022年）3月には、中長期的に脱炭素化を図り、持続可能でレジリエントな地域の実現を目指し、国や業界動向も踏まえた2050年度までのロードマップを策定するため、「さいたま市ゼロカーボンシティ推進戦略」を策定した。

同年4月には環境省より、第1回選定地域として「脱炭素先行地域」に選定され、「公民学によるグリーン共創モデル」の実現に取り組んでいる。

《特徴》

#### ○ 公共施設群での取組

市内公共施設の屋根や駐車場等に太陽光発電設備及び蓄電池を設置し、自家消費を推進するとともに、地域内資源（ごみ）由来の再エネ電力を公共施設等で活用し、エネルギーの地産地消を推進している。

#### ○ 大学での取組

市内の大学キャンパスにおいて、太陽光発電設備の導入や照明器具のLED化、空調設備の高効率化等の取組を実施している。

また、SDGsや脱炭素化を踏まえた教育面の充実化に加え、学生が主体的に地域や企業、行政とコラボレーションし、脱炭素化実現に向けたイノベーション創出拠点としての機能の実現に取り組んでいる。

○ 地域共創エリア（美園地区）での取組

商業施設の屋根や駐車場等に太陽光発電設備及び蓄電池を設置し、自家消費と地域供給を推進している。

**② 山梨県庁及び米倉山電力貯蔵技術研究サイト(山梨県甲府市)**

山梨県では、水素・燃料電池関連の研究開発拠点が集積している米倉山電力貯蔵技術研究サイトを核として、再生可能エネルギー電力から水素を製造し、貯蔵・利用するP2G（Power to Gas）システムの実証に取り組んでいる。

「やまなしモデルP2Gシステム」は、東レ（株）が開発した世界最高効率の電解質膜を用いた固体高分子（PEM）型水電解装置によりグリーン水素を製造するシステムであり、再生可能エネルギーの変動電力への高い応答性を有し、電解する原料が純水のみでありメンテナンスが容易なこと、小型でシステム構成がシンプルといった特徴から、多様なニーズに応じて工場等のオンサイトへのシステム導入が可能となっている。

《特徴》

○ 国内初のP2G事業会社の設立

山梨県は東京電力ホールディングス（株）及び東レ（株）と共に「やまなし hidroジェンカンパニー（YHC）」を令和4年2月に設立し、P2Gシステムの更なる技術開発により実用化を加速するとともに、システムそのものを国内外へ広く展開することにより、産業分野における燃料の非化石化と電化の促進に取り組んでいる。

○ 民間企業への展開

サントリーホールディングス（株）は山梨県や関連企業と共に、国内最大規模となるP2Gシステムをサントリー天然水南アルプス白州工場及びサントリー白州蒸留所に隣接する県有地に令和7年内に設置予定であり、天然水工場及び蒸留所への水素導入を目指して取り組んでいる。

○ 自治体間連携の推進

本県をはじめ、東京都や群馬県と基本合意書を締結するなど、自治体間連携の推進によりP2Gシステムと県産グリーン水素の導入拡大を目指している。

### ③ 山梨大学水素・燃料電池ナノ材料研究センター(山梨県甲府市)

山梨県では、山梨大学をはじめとする研究開発拠点の集積といった強みを最大限に活かし、県内企業のポテンシャルが発揮される競争力の高い水素・燃料電池関連産業の振興を図るため、水素・燃料電池関連産業の集積地「やまなし水素・燃料電池バレー」の実現を目指しており、山梨大学では、産学官の連携による研究体制等を活用し、実現の一翼を担っている。

《特徴》

#### ○ 県内企業の技術力向上支援

県内企業の水素・燃料電池関連分野への進出を支援するため、平成28年度から「水素・燃料電池産業技術人材養成講座」を開設している。

講座では、大学講師や企業の第一線で活躍している社会人を講師として招聘し、基礎学問、基礎技術、応用技術全般について学ぶことができ、令和5年度までの8年間で161人、64団体が修了している。

#### ○ 水素・燃料電池の普及啓発

将来のカーボンニュートラル社会、水素社会の担い手である子どもたちに水素・燃料電池について学ぶ機会を提供し、次世代への取組の動機付けを行うことを目的に、小中高校生向けの「水素・燃料電池教室」を開催しているほか、県民向けイベントにおいてワークショップを開催するなど、水素・燃料電池の普及啓発に取り組んでいる。

### ④ 飯舘みらい発電所(飯舘村)

飯舘バイオパートナーズ(株)が令和6年9月に営業運転を開始した発電所であり、飯舘村をはじめ避難地域12市町村の間伐材や、浜通り・中通りのバーク(樹皮)を燃料とする木質バイオマス発電を行っている。

放射性物質対策を徹底することで、東日本大震災以降、活用が低調な地域のバーク等を安全かつ有効に利用し、本県の里山再生・林業振興、脱炭素社会の

実現への貢献を目指して取り組んでいる。

《特徴》

○ 使用燃料

避難地域12市町村の間伐材（年間約45,000 t）及び一般材（年間約4,000 t）、浜通り・中通りのバーク（年間約46,000 t）を使用している。

○ 放射性物質対策

飛灰を捕集する布フィルター（バグフィルター）による放射性物質の確実な捕集、従業員・作業員全員への個人線量計の装着や入退出管理による被ばく線量管理を徹底しているほか、構内設置のモニタリングポストによる空間線量率や、排ガス・排水・飛灰・燃料等の放射性物質濃度の測定データを自社ホームページで逐次公開している。

**⑤ 福島水素エネルギー研究フィールド(浪江町)**

NEDO（国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構）、東芝エネルギーシステムズ（株）、東北電力（株）、岩谷産業（株）が平成30年から浪江町で建設を進めてきた世界最大級の水素製造施設であり、令和2年2月から稼働を開始した。

再生可能エネルギーなどを由来とする水素を製造する能力を持ち、電力系統に対する需給調整を行うことで出力変動の大きい再生可能エネルギーの電力を最大限利用するとともに、クリーンで低コストな水素製造技術の確立を目指している。

《特徴》

○ 水素製造量

10MWの水素製造装置により1時間当たり約1,200N m<sup>3</sup>の水素製造が可能であり、1日の水素製造量で約150世帯（1か月分）の電力を供給、または560台の燃料電池自動車に水素を充填することができる。

○ 水素の需給調整

水素需要を予測する「水素需要予測システム」と、電力系統の需給バランスを監視制御する「電力系統側制御システム」からの情報をもとに、「水素エネルギー運用システム」が最適制御を行うことで、より高効率、低コスト

の水素製造を目指している。

## ⑥ 會澤高圧コンクリート株式会社(浪江町)

會澤高圧コンクリート(株)は、北海道苫小牧市に本社を置くコンクリートを主体とした企業であり、令和5年4月に、研究・開発・生産の3機能を兼ね備えた次世代中核施設「福島RDMセンター」を浪江町において操業開始した。

ひび割れを自動で直す自己治癒コンクリートを手がけ、世界で初めて量産化に成功するなど、脱炭素社会に不可欠なスマートマテリアルを総合的に研究実装し、カーボンニュートラルコンクリートの実用化を目指している。

《特徴》

### ○ 自己治癒コンクリートの開発

バクテリアの代謝活動を利用してひび割れを自己修復するコンクリートであり、内部の鉄筋が常に守られ続けることから、RC造の目標耐用年数を普通品質の65年から高品質の100年以上に延ばすことが可能となり、新設建造物の補修時に発生するCO<sub>2</sub>や、将来の建替え時に排出されるCO<sub>2</sub>を大幅に削減することができる。

### ○ 蓄電コンクリートの共同開発

令和6年4月に、マサチューセッツ工科大学と會澤高圧コンクリート(株)は蓄電コンクリートの社会実装に向けてコンソーシアムを設立した。

蓄電コンクリートを活用する脱炭素住宅では、化石燃料由来の電力を使用する場合に比べ、年間で1戸当たり約1.6tのCO<sub>2</sub>削減が期待される。

## ⑦ 次世代グリーンCO<sub>2</sub>燃料技術研究組合(大熊町)

次世代グリーンCO<sub>2</sub>燃料技術研究組合は、燃料を「つくる」プロセスでの効率化を研究するため、トヨタ自動車(株)、ENEOS(株)、スズキ(株)、(株)SUBARU、ダイハツ工業(株)、豊田通商(株)の6社により、令和4年7月1日に設立された(マツダ(株)の参画により、現在は計7社)。

令和6年11月に、植物を原料とした自動車用バイオエタノール燃料の生産研究事業所を大熊町において操業開始し、燃料の製造技術の向上や燃料製造時に発生するCO<sub>2</sub>の活用方法などの研究を行っている。

《特徴》

- エタノールの効率的な生産システムの研究  
食料と競合しない第2世代バイオエタノール燃料の製造技術の向上を目指し、生産設備を実際に設計・設置・運転し、生産面での課題を明らかにし、解決方法を研究するとともに、生産システムの効率改善を目指している。
- 副生酸素とCO<sub>2</sub>の回収・活用の研究  
水素製造時に副生成物として発生する高濃度酸素及びバイオエタノール燃料製造時に発生するCO<sub>2</sub>の活用方法について研究している。
- 燃料活用を含めたシステム全体の効率的な運用方法の研究  
研究により得られたバイオエタノール燃料を自動車等に使用した際の課題を明らかにし、解決方法について研究するとともに、原料栽培の生産量から製造される燃料量までを予測可能とするモデル式を検討している。

⑧ いわき市中部浄化センター(いわき市)

いわき市は、持続可能な下水道事業経営や地球温暖化対策への貢献の観点から、今後の安定的な汚泥処理の実現と下水汚泥等のエネルギーとしての利活用を進めるため、令和7年2月に、いわき市中部浄化センターにおいてバイオガス発電施設を運用開始した。

いわき市内で発生する下水汚泥、し尿・浄化槽汚泥を集約し、そこから生じるバイオガスを燃料に発電を行い、バイオガス取り出し後の汚泥から固形燃料化物を製造してエネルギーとして活用する取組であり、東北では初めての事業モデルである。

《特徴》

- し尿・浄化槽汚泥処理の下水処理場への共同化  
老朽化した2つのし尿処理場（中部衛生センター及び南部衛生センター）を廃止し、し尿・浄化槽汚泥の処理機能を下水処理場（中部浄化センター及び南部浄化センター）に集約した。
- 下水汚泥等の再生可能エネルギー利用  
中部浄化センターにおいて、老朽化した汚泥焼却施設を廃止し、新たに嫌気性消化施設や固定燃料化施設を整備したことにより、下水汚泥等のエネルギー

ギーとしての利活用が可能となった。

○ P F I手法の活用によるバイオガス発電

P F I手法の活用により、民間事業者がバイオガス発電設備の設計、建設、20年間の維持管理運営を一括して行い、発電した電力はF I T制度を利用して売電している。

○ 事業効果

経費削減効果として20年間で約120億円の削減、また、温室効果ガス削減効果として年間で約7,700t-CO<sub>2</sub>の削減（既存焼却施設等のCO<sub>2</sub>排出量と比較して約96%の削減）を見込んでいる。

⑨ **かわうち鬼太郎山風力発電所(川内村)**

かわうち鬼太郎山風力発電所は、J R東日本エネルギー開発（株）が出資する川内復興エナジー合同会社が建設した風力発電所であり、令和7年2月から営業運転を開始した。

《特徴》

○ 発電電力量

1基あたりの出力約4,300kWの風力発電機10基を川内村の鬼太郎山稜線に設置し、年間で約93,400MWh（一般家庭約23,000世帯分の年間電力消費量に相当）の発電を行い、年間で約38,000tのCO<sub>2</sub>削減効果を見込んでいる。

⑩ **ヒメジ理化株式会社 田村工場(田村市)**

ヒメジ理化（株）は、兵庫県姫路市に本社を置く石英ガラス製造会社であり、令和7年3月に、グリーン水素製造の実証拠点を田村市において操業開始した。

本県と山梨県が令和4年12月に締結した「水素を活用した地域におけるグリーントランスフォーメーションの先進モデル構築に向けた基本合意書」における中核事業として水素利活用実証に取り組んでおり、大規模水素製造施設の実証運転を令和8年度から開始する予定としている。

《特徴》

○ 工場及び製品の脱炭素化

再生可能エネルギー等由来の電力を活用し、水の電気分解から水素を製造する「やまなしモデルP2Gシステム」により得られたグリーン水素・酸素を石英ガラスの加工工程において利用し、工場及び製品の脱炭素化を推進する。

○ 地域全体の脱炭素化への貢献

工場で消費しきれなかった余剰水素は同業他社を含めた様々な産業へ供給し、地域全体の脱炭素化に貢献する「地域水素利活用モデル」の確立を目指している。

⑪ 株式会社デンソー福島(田村市)

(株)デンソー福島は、カーボンニュートラルなモノづくりの実現に向けた取組の一環として、令和5年3月より、工場内でのグリーン水素の製造及び製造した水素の工場での活用の実証を開始した。

《特徴》

○ 「水素地産地消モデル」の確立に向けた取組

水素を「つくる技術」では、トヨタ自動車(株)が開発した水電解装置を導入し、(株)デンソー福島が自家発電した再生可能エネルギーを使用して水素製造を行う。

また、水素を「つかう技術」では、工場内で発生した排出ガスを無害化するアフターバーナー炉において従来使用しているLPガスを、製造した水素に置き換える。

さらに、水素を「はこぶ」際の課題とされている輸送コストについても、自社内で製造した水素を自家消費する「水素地産地消」によりコスト低減を図る。

これらの実証を通じ、水素製造から利活用までのパッケージを構築し、そのパッケージを複数組み合わせることで工場の規模に応じて必要な水素量を最適に導入できるモデルを確立し、福島から全国へ「水素地産地消モデル」の展開を目指している。

1-3 提言等

本委員会では、付議事件「地球温暖化対策（主にカーボンニュートラルの実現）について」を、「地球温暖化対策」及び「再生可能エネルギーの推進」の視点から細部にわたり調査検討してきた。

以下、調査・検討結果に基づき提言等を行う。

## (1) 地球温暖化対策について

東日本大震災以降、本県は、復興の基本理念である「原子力に依存しない、安全・安心で持続的に発展可能な社会づくり」を目指し、省エネルギーの推進等に県民一体となって取り組んできており、その結果、温室効果ガス排出量が減少するなど、取組は着実に前進している。

しかしながら、近年、世界各地で地球温暖化が要因とされる自然災害が頻発し、我が国においてもこれまでに経験したことのないような甚大な被害が発生するなど、気候変動は人類共通の喫緊の課題であることから、引き続き、県民総ぐるみで地球温暖化対策を強力に推進する必要がある。

「福島県2050年カーボンニュートラル」の実現は決して容易なものではなく、県民一人一人のライフスタイルの見直しはもとより、省エネルギー対策、住宅・建築物対策、交通運輸対策、廃棄物対策、脱炭素地域づくりなどあらゆる分野に及ぶことから、県の有する様々な権限を駆使してポリシーミックスを図りながら、実効性のある地球温暖化対策を推進していくことが求められる。

### ① 脱炭素化・気候変動対応に関すること

- 地球温暖化対策の具体的な取組を促進するためには、日頃から住民と接する機会が多い市町村の役割が極めて重要であることから、「福島県二〇五〇年カーボンニュートラルの実現に向けた気候変動対策の推進に関する条例」の実効性を担保するためにも、県内全市町村における地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画の策定に向け、全力で取り組むこと。
- 本県の基幹産業である農業においては、高齢化や原子力災害の影響による担い手不足に加え、気候変動の影響も大きく受けている。特に、近年の異常気象による高温は農作物の生産に大きな影響を与えていることから、高温に強い品種への転換など、地球温暖化に対応した農作物の生産技術開発に集中

的に取り組むこと。

- 温室効果ガスの排出削減、吸収量をクレジットとして国が認証し、取引を可能とするJ-クレジット制度において、令和5年3月に、「水稻栽培による中干し期間の延長」が新たな方法論として承認され、県内農業者からも高い関心が寄せられている。農業分野におけるJ-クレジットの創出は、温室効果ガスの抑制に加え、農業者の所得向上にも有効な取組であることから、県内農業者への更なる制度の普及を図ること。
- 森林面積が県土面積の約7割を占める本県にとって、CO<sub>2</sub>の吸収源対策として森林の果たす役割は非常に大きい。森林によるCO<sub>2</sub>の吸収量は成長過程で大きくなるが、成木になると呼吸による排出量の割合が高くなり、実質吸収量は少なくなることから、本県森林の高齢級化の現状を踏まえ、森林の地球温暖化防止における役割の重要性について啓発を図るとともに、間伐、主伐、再造林など計画的な森林整備を一層推進すること。
- 現在、国内においては、CO<sub>2</sub>と水素からメタンを合成する「メタネーション」、CO<sub>2</sub>と水素から製造される「合成燃料（e-fuel）」、大気中のCO<sub>2</sub>を直接回収し地中に貯留する技術「DACCS」など、カーボンニュートラルの実現に資する様々な技術開発が進められていることから、技術の進歩に柔軟に対応できるよう、常に情報収集に努めること。
- 学校における児童生徒の熱中症対策として、WBGT（暑さ指数）測定器の各学校への整備や、WBGT予測値の提供を受けられることができるアプリの導入について、県教育委員会と連携しながら取り組むこと。

## ② 廃棄物の減量・食品ロス削減に関すること

- 本県における1人1日当たりのごみ排出量は令和4年度には全国ワースト1位、令和5年度には全国ワースト2位となるなど、深刻な状況にある。ごみ排出量の削減は、循環型社会の形成のみならず脱炭素社会の実現を目指す上でも極めて重要であり、実効性のある取組を推進するためにも、排出量が多い原因を市町村と連携しながら正確に分析し、県民に対し分かりやすく発信すること。

## (2) 再生可能エネルギーの推進について

本県は、「福島県再生可能エネルギー推進ビジョン2021」の下、2040年頃を目途に、県内のエネルギー需要量の100%以上に相当する量のエネルギーを再生可能エネルギーで生み出すという目標を掲げ、「再生可能エネルギー先駆けの地」の実現を目指している。

また、エネルギー分野から本県復興の後押しを一層強化する「福島新エネ社会構想」に基づき、国、県、関連企業等が一丸となった取組を進めており、これまでの取組により、令和5（2023）年度には、再生可能エネルギーの導入量が県内の電力消費量を初めて上回るなど、成果が目に見える形で現れている。

一方、再生可能エネルギーの普及に伴い、大規模な発電施設の開発に起因するトラブルが顕在化していることから、今後の再生可能エネルギーの更なる導入拡大に当たっては、再生可能エネルギーと地域との共生にしっかりと取り組みながら対策を推進していくことが求められる。

さらに、本県を名実ともに「再生可能エネルギー先駆けの地」とするため、国内外から再生可能エネルギー関連企業を誘致するとともに、国立研究開発法人産業技術総合研究所福島再生可能エネルギー研究所やエネルギー・エージェンシーふくしまなど産学官金と連携を図りながら、一体的・総合的な支援を行うことで、再生可能エネルギー関連産業等の育成・集積を推進することが求められる。

### ① 再生可能エネルギー等の導入拡大に関すること

- 2050年カーボンニュートラルの実現のためには、県民一人一人の取組が重要であり、県民が身近に取り組める対策を後押しする必要があることから、住宅用太陽光発電設備や蓄電池等の設置に係る支援の一層の充実を図り、積極的な導入の更なる推進に取り組むこと。
- 再生可能エネルギーの導入拡大に当たっては、地域の理解促進に向けた取組が不可欠であることから、事業者による再生可能エネルギーの地産地消や地域貢献の取組を一層推進すること。
- 再生可能エネルギーと地域との共生については、昨年4月に施行された改正再エネ特措法において事業規律の強化が盛り込まれたところであるが、実効性のある対応を引き続き国に求めるとともに、国との協議状況や、再生可

能エネルギーの導入拡大に対する県の考え方を県民に分かりやすく周知し、地域の理解促進に力を尽くすこと。

- 太陽光発電の導入拡大に当たり、開発場所によっては災害が発生する可能性もあることから、他都道府県の取組も参考にしながら、どのような場所や規模が太陽光発電に適しているかゾーニングを行うこと。
- 小水力発電は、新たな開発を行わなくても、既存の堰堤や水路等の活用により、周辺の生態系や生活環境への影響を抑えながら設備導入を行うことが可能であり、県内にも適地が多数あることから、積極的に導入推進を図ること。
- 近年の大規模発電施設の開発に起因するトラブルの顕在化を踏まえ、洋上風力発電、揚水発電、県産材を活用した木質バイオマス発電、下水汚泥を活用した藻類バイオマス発電など、あらゆる形態の再生可能エネルギーの導入可能性について調査すること。
- グリーン水素の利活用については、実証段階から社会実装化の段階に移行しつつあるため、今後の県内における需要を的確に掘り起こしながら、導入拡大を進めること。

## ② 再生可能エネルギー等関連産業の活性化に関すること

- 太陽光パネルのリユース・リサイクルについては、現在国において在り方について議論されている段階であるが、「再生可能エネルギー先駆けの地」を目指す本県として、リユース・リサイクルの体制構築の実現に向け、国の動向も踏まえながら引き続きモデル事業等に取り組むこと。
- 再生可能エネルギーの導入が今後進展するにつれ、設備の維持管理等を担う多くの人材が必要になることから、県内高校生等への学習機会の提供により、興味・関心の喚起、知見の習得を促し、県内の再生可能エネルギー等関連産業への就職の促進を図ること。

### 2-1 災害に強い県づくりをめぐる課題

近年、全国で毎年のように記録的な豪雨、大型台風、地震などの自然災害が発生し、その様相は頻発化・激甚化している。本県でも令和元年東日本台風をはじめ、令和3

年、4年と連続で発生した福島県沖地震、令和5年台風第13号等により多数の尊い生命や財産が失われており、避けることのできない自然災害の発生に安全・安心な住民生活が脅かされている。

県民の生命、身体、財産を災害から守るためには、県民自らが自分や家族の安全を守る「自助」、地域内や他の地域との間で互いに協力し助け合う「共助」、県、市町村、国等の行政が行う「公助」の取組が極めて重要であり、それらの推進に当たっては、ハード面とソフト面が一体となった防災・減災・国土強靱化の取組や、災害時の医療・福祉支援体制の整備が急務となっている。

## 2-2 本県の災害に強い県づくりに向けた取組状況

### (1) 本県の取組状況

災害に強い県づくりに向けて本県が行う各種施策に関する主な取組状況は、下記のとおりである。

#### ① 防災・減災について

##### 【防災・減災・国土強靱化に関すること】

- 県民が日頃から適切な避難行動について考え、備えるマイ避難の定着・促進に向け、地域防災サポーターによる講習会や体験型の防災イベントの開催のほか、「福島県防災アプリ」の機能充実により更なる利用促進を図るなど、県民の防災意識の向上に取り組んでいる。

また、防災士を地域防災サポーターとして登録・養成し、地区防災計画の策定支援や自主防災組織の新規設立・活動支援を行うなど、地域防災サポーターを中心とした地域防災活動の活性化に努めている。

さらに、災害時に県と市町村で構成する「ふくしま災害時相互応援チーム」による住家被害認定調査の体制強化や、被災者の実情に応じたきめ細かな支援を行う災害ケースマネジメントの体制構築、市町村における避難行動要支援者の個別避難計画作成支援など、公助の充実・強化を図り、本年3月に制定した福島県防災基本条例の基本理念である自助・共助・公助が連携した事前防災に取り組んでいる。

- 消防力の強化に向け、消防団活動への理解が深い事業所を顕彰する消防団協力事業所表示制度の拡大を図るとともに、高校生等を対象に消防団の活動を紹

介する出前講座の開催や、若者が持つ消防団に対する認識調査を行うなど、消防団員の確保に取り組んでいる。

また、避難地域における消防体制の充実・強化に向け、消防団の再編を支援する会議を開催し、消防本部や事業所との連携体制、消防団が抱える課題に関して、市町村や関係機関と共有を図っている。

- 原子力防災体制の充実・強化に向け、福島県原子力災害広域避難計画等に基づく原子力防災訓練を通じた関係機関との連携強化や、各種研修による職員の対応力向上に努めるとともに、緊急時の通信手段や原子力防災資機材の整備を図っている。
- 災害に強い道路ネットワークの構築のため、緊急輸送道路の整備や無電柱化、橋梁の耐震化、道路法面の落石対策など、防災・減災・国土強靱化への取組を推進するとともに、予防保全の考え方に基づく橋梁等の長寿命化対策等に取り組んでいる。
- 水災害に強い県土の形成のため、河川改修や河道掘削、堤防強化等のハード対策、浸水想定区域図の公表拡大等のソフト対策を一体的に推進するとともに、あらゆる関係者が協働して行う流域治水対策に取り組んでいる。
- 大規模な地震発生時における地域の防災力を高めるため、病院等の防災拠点や倒壊した場合に緊急輸送道路を閉塞するおそれのある建築物に対し、耐震化に要する経費を補助するなど、耐震対策の促進に取り組んでいる。
- 防災重点農業用ため池等の決壊による水害から県民の生命、財産を保護するため、改修、補強工事や地震耐性調査の実施、水位計や監視カメラの設置、ハザードマップの作成等に取り組んでいる。
- 山地に起因する災害から県民の生命、財産を保護するため、荒廃林地の復旧や地すべり防止等の治山事業を行うとともに、津波による大きな被害を受けた海岸防災林について、多重防御の一環として、十分な林帯幅の確保、盛土、植栽等による津波防災機能の強化に取り組んでいる。

#### **【災害時の医療・福祉支援体制に関すること】**

- 大規模災害時の保健衛生活動を円滑に行うため、災害時健康危機管理支援チーム（D H E A T）の体制整備・機能強化等に取り組むほか、大規模災害時における県民への医療提供体制を確保するため、災害拠点病院における施設整備

への支援に加え、災害派遣医療チーム（DMAT）の充実強化を図っている。

また、大規模災害時において、障がい者や高齢者等の要配慮者に対する福祉的支援を行う災害派遣福祉チーム（DWAT）や精神科医療及び精神保健活動を行う災害派遣精神医療チーム（DPAT）の充実を図っている。

さらに、社会福祉施設が利用者に必要なサービスを継続的に提供できる体制が重要であることから、施設間の災害時相互支援体制の構築に向けた支援に取り組んでいる。

## **(2) 県内外の取組状況**

令和6年11月5日から11月7日にかけて実施した県外調査及び令和7年5月26日から5月28日にかけて実施した県内調査における災害に強い県づくりに関する調査状況は下記のとおりである。

### **① 静岡県庁(静岡県静岡市)**

静岡県では、南海トラフ巨大地震等を想定対象とした「静岡県第4次地震被害想定」において推計された想定犠牲者数を約8割減少させることを目指して取り組んできた「静岡県地震・津波対策アクションプログラム2013」が、令和4年度で10年間の期限を迎えたことから、令和5年度以降の新たな行動計画として「静岡県地震・津波対策アクションプログラム2023」を策定した。

これまでの基本理念を引き継ぎ、令和7年度までの3年間で想定犠牲者の約9割減を達成し、その後も減災効果が持続するようハード・ソフト対策を推進している。

また、発災による直接的な犠牲者の減少に加え、被災後の避難環境の質の確保に資する取組を強化するなど、被災者の健康被害等の最小化を図ることを減災目標に掲げ、広範な地震・津波対策に市町と一体となって取り組んでいる。

《特徴》

#### **○ 津波対策「静岡方式」の推進**

震源域に近く津波の到達時間が早い静岡県は、沿岸域に人口や資産が集中しており甚大な被害が想定されているが、海岸と人々の関わりは地域によって様々であり、津波対策施設の整備についても、レベル2の津波（発生頻度は極めて低い）が、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮

した最大クラスの津波)への対策を求める沿岸がある一方、観光や漁業への影響等によりレベル1の津波(発生頻度が比較的高く、発生すれば被害をもたらす津波)を下回る高さでの整備を求める沿岸もあり、様々な地域の声がある。

このことから、県内一律の津波対策を行うのではなく、地域の特性を踏まえた最もふさわしい津波対策を「静岡方式」と称して県内全域で推進しており、レベル1の津波に対する施設整備、レベル1を超える津波に対する海岸防災林等の嵩上げを行う「静岡モデル防潮堤」の整備、警戒避難体制の整備など、各地域に最も適したハード・ソフト対策を組み合わせ、地域住民等の意見を取り入れながら津波対策を進めている。

#### ○ 早期避難意識の醸成

県民一人一人が身の回りの災害リスクを確認し、それぞれのリスクに応じて、「いつ」、「どこへ」避難するのかをまとめた「わたしの避難計画」の作成を令和4年度から全県で実施している。

また、地域の防災人材等により各地域において「わたしの避難計画」を普及してもらうため、「わたひな普及員養成講座」を市町と共に開催している。

#### ○ 心身を健全に保つための被災後生活の質的向上

発災直後は行政による生活支援が困難になることが予想されることから、家庭等における飲料水・食料等の備蓄の徹底を推進している。

また、被災後は、在宅避難が困難な県民が避難所に集中し、様々な事情を抱えた被災者が長期間にわたり共同生活を送ることが想定され、共助の力が重要となることから、日頃からの自主防災組織による避難所運営訓練の実施や男女共同参画の視点に立った避難所運営の推進など、自主防災組織の活性化に取り組んでいる。

さらに、被災後も健全な生活が送れるよう、避難所のトイレ、キッチン、ベッドの確保やプライバシーへの配慮、感染症対策等の生活環境を改善するなど、避難生活の健全化を図っている。

## ② 福島市消防団(福島市)

福島市消防団は、管轄地域ごとに9つの方面隊に分かれ、総数43の分団で構

成されており、令和7年4月1日現在、総員2,587名の団員により市内の安心・安全を守るための活動を行っており、基本団員の現場活動や訓練だけではなく、「学生団員」や「女性消防隊」が研修・訓練等の様々な場に参加し、地域防災力の向上に取り組んでいる。

《特徴》

○ 機能別団員制度

機能別団員制度は、能力や事業に応じて特定の活動のみ参加し、全ての活動を行う基本団員の活動を補完することを目的としており、福島市消防団は令和2年10月より当該制度を導入した。

活動内容により、支援団員・学生団員・事業所団員の3つに区分され、その中でも学生団員は、火災予防運動、入団促進活動、大規模災害時における避難所等の支援活動等を主な活動内容としており、年間5～10回程度の頻度で活動している。

○ 女性消防隊による活動

市内各地域の消防団に所属する女性消防団員の中から、女性ならではの活動を行うために結成した有志の消防隊であり、令和2年10月に機能別団員制度とともに発足した。

火災予防や入団促進等の広報活動、学校における防火・防災指導、応急手当の普及啓発活動、消防出初式や消防検閲式におけるアナウンス等を主な活動内容としている。

### (3) 参考人意見聴取

令和6年5月8日に開催した第3回委員会において、委員会の議論を深めるため、福島大学共生システム理工学類教授である川越清樹氏を招致し、「気候変動影響と災害に強い県づくりに向けて」をテーマとし、意見聴取を行った。

参考人からは、近年の絶え間なく継続的に発生する災害に対して、施設の復旧・補強だけでは対応が不十分であり、人口減少や少子高齢化等の現状を踏まえると、災害対策のみを重点化した将来の財政負担、人材投入は困難ではないかとの見解が示された。

また、これまでの対策の転換を図りながら防災・減災の取組を持続的に実施し

ていく必要があり、持続可能な取組を浸透させるには、「防災・減災プラスアルファ」の新たな価値観の創出が重要であるとの意見が述べられた。

### 2-3 提言等

本委員会では、付議事件「災害に強い県づくりについて」を、「防災・減災」の視点から細部にわたり調査検討してきた。

以下、調査・検討結果に基づき、提言等を行う。

#### (1) 防災・減災について

これまでも本県は法令や地域防災計画等に基づき、様々な主体と連携した防災の取組を着実に推進してきたが、近年の頻発化・激甚化する自然災害による被害の発生を完全に防ぐことは困難である。

令和元年台風第19号等に関する災害対応検証報告書では、「自助」の意識や地域において助け合う「共助」の意識を高め、災害から身を守る「災害文化」を醸成して水害による死者をゼロにすることを目指す社会を構築することが提言され、令和4年に公表した福島県地震・津波被害想定調査では、甚大な被害が発生する可能性のある地震に対して、津波への避難意識向上や、建物の耐震化により、被害を大幅に軽減できることが示された。

このように、頻発化・激甚化している自然災害からの被害の最小化及びその迅速な回復を図るためには、これまで以上に県民の取組の深化が必要不可欠であり、防災・減災・国土強靱化の取組をハード、ソフト両面から強力に推進するとともに、災害時の医療・福祉支援体制の一層の充実強化を図る必要がある。

#### ① 防災・減災・国土強靱化に関すること

- マンションの増加に伴う地域コミュニティの希薄化などにより、地域防災力の低下が懸念される地域も存在するため、地区防災計画の作成支援に当たっては、地域が抱える課題の解決に向けた相談体制の充実を図るとともに、首都圏における成功事例等も参考にしながら、計画作成の一層の促進に取り組むこと。
- 高齢化率が高く自主防災組織の設立が困難な地区においては、地区防災計画を作成しても実際の防災活動が困難となることが想定されることから、そ

これらの地区についても取り残すことのないよう、防災資機材整備への補助などにより手厚く支援すること。

- 災害時に最も被害を受けるおそれがあるのは、自ら避難することが困難な高齢者や障がい者等の要支援者であることから、避難行動要支援者名簿や個別避難計画については、作成主体である市町村によって取組に差が生じることのないよう、更なる支援に取り組むこと。
- 災害時における応援協定について、県においては広域災害を対象として締結しているところであるが、広域災害だけでなく、局地的な災害時においても迅速な対応が求められることから、市町村における災害時の応援協定締結についても積極的な課題把握に努め、必要な助言等を行うこと。
- 消防力の強化に当たっては、地域防災力の中核を担う消防団員の確保に向けた広報活動等に引き続き全力で取り組むとともに、消防活動におけるデジタル技術の更なる活用促進による消防団員の負担軽減、消防団における慣習の実態把握等を通じ、入団しやすい環境づくりを進めること。
- 大規模な地震発生時に円滑な通行を確保するため、倒壊した場合に緊急輸送道路を閉塞するおそれのある建築物に対する耐震化経費の支援を引き続き実施するとともに、対象建築物の所有者に対する耐震化の呼びかけに粘り強く取り組むこと。
- 本年5月に発生した国道399号のいわき市小川町上小川猪小屋地内における法面崩落のように、過去の点検により異常が認められなかった箇所についても崩落の可能性があることから、これまで以上に道路法面の安全確保を徹底すること。
- 水害による被害防止に向けては、河道掘削や浚渫による河川の流下能力の向上はもちろんのこと、日常的な除草等により河川を良好な状態に維持していくことが重要である。除草など河川の維持管理は、河川愛護団体等を中心に地域住民も主体的に参画しているが、高齢化や人口減少、地域コミュニティーの希薄化などにより活動の継続に支障が生じていることから、住民の負担軽減を図りながら、官民協同による河川の維持管理を推進すること。
- 被災者の適切な生活再建に向けては、市町村が実施する災害ケースマネジメントの取組が極めて重要であることから、市町村が着実に実施できるよう、

支援の充実を図ること。

- 避難所の生活環境改善に当たっては、人道対応に関する国際基準である「スフィア基準」に沿った避難所運営の普及を図るとともに、プライバシーの確保など女性の視点を踏まえた避難所運営の推進に向け、運営主体である市町村への支援に取り組むこと。
- 令和6年元日に発生した能登半島地震においては、県内からも棚倉町やいわき市をはじめ、全国の自治体が所有する移動式のトイレトレーラーやトイレカーが被災地に派遣され、県においても昨年10月にトイレトレーラーを導入した。今後の自然災害に備え、多くの自治体でトイレトレーラーを導入することにより、災害時の相互支援体制の構築が期待されることから、県内市町村における導入促進を図ること。

## ② 災害時の医療・福祉支援体制に関すること

- 指定福祉避難所について、本県においては本年3月末時点で58市町村450施設が指定されているが、運営マニュアルや訓練の不足、必要な物資・器材の不足など様々な課題が指摘されていることから、「福島県福祉避難所指定・運営ガイドライン」を活用しながら、個別の課題解決に向けた助言を行うなど、引き続き指定福祉避難所の充実に向け、市町村を支援すること。

## IV おわりに

本委員会に付託された事件は、広範かつ重大な内容であり、限られた期間において解決策を導き出すことはもとより困難であるが、本委員会の設置目的である、地球温暖化への対応を進めるとともに、災害に強い県土をつくり、かつ防災・減災のための対策の強化を図るため、県内外調査を含む調査活動に積極的に取り組むとともに、参考人として福島大学共生システム理工学類教授の川越清樹氏を招致し、気候変動影響と災害に強い県づくりに向けた意見を聴取するなど、活発な調査を進めてきた。

近年、地球規模での温暖化問題が顕在化し、大規模な気象災害等が頻発するなど、気候変動に対する危機感が世界中に広がっていることから、県民や事業者などあらゆる主体が一体となり、「福島県2050年カーボンニュートラル」の実現に向け、引き続き、地域に根ざした地球温暖化対策を積極的に展開していくことが非常に重要である。

また、頻発化・激甚化する自然災害から県民の生命、身体、財産を守るためには、自助・共助・公助の各主体が連携した取組を強化することにより、被害の最小化及びその迅速な回復を図る減災の考え方を基本とし、県民一人一人が主体となり、多様性と包摂性のある持続可能な地域社会の実現を目指して取り組むことが肝要である。

この報告をもって本委員会の調査は終結するが、今後とも、県当局においては本県を取り巻く情勢の適切な把握、分析に努め、目指すべき成果を庁内で広く共有しながら、この報告の具現化のために一丸となって取り組むよう要請する。

最後に、最優先で取り組むべき本県復興に向けて多忙を極める中、本委員会の調査に快く御協力いただいた県内外の自治体や教育機関、企業等の皆様をはじめ、広範な調査事項に対応いただいた県当局の皆様へ深く感謝を申し上げ、本委員会の報告とする。

地球温暖化・災害に強い県づくり対策特別委員会 委員名簿

(令和5年12月26日～令和7年10月2日)

委員長	佐藤政隆
副委員長	椎根健雄 (注1)
副委員長	山田真太郎 (注2)
副委員長	鈴木優樹
委員	渡辺義信
委員	今井久敏
委員	古市三久
委員	宮川政夫 (注3)
委員	佐藤義憲
委員(理事)	大橋沙織
委員	山口洋太
委員(理事)	猪俣明伸 (注4)
委員	石井信夫
委員	金澤拓哉 (注5)

(注1) 椎根健雄副委員長は令和7年2月25日退任

(注2) 山田真太郎副委員長は令和7年3月4日に副委員長就任

(注3) 宮川政夫委員は令和6年7月22日退任

(注4) 猪俣明伸委員は令和7年3月14日に理事就任

(注5) 金澤拓哉委員は令和6年9月10日就任

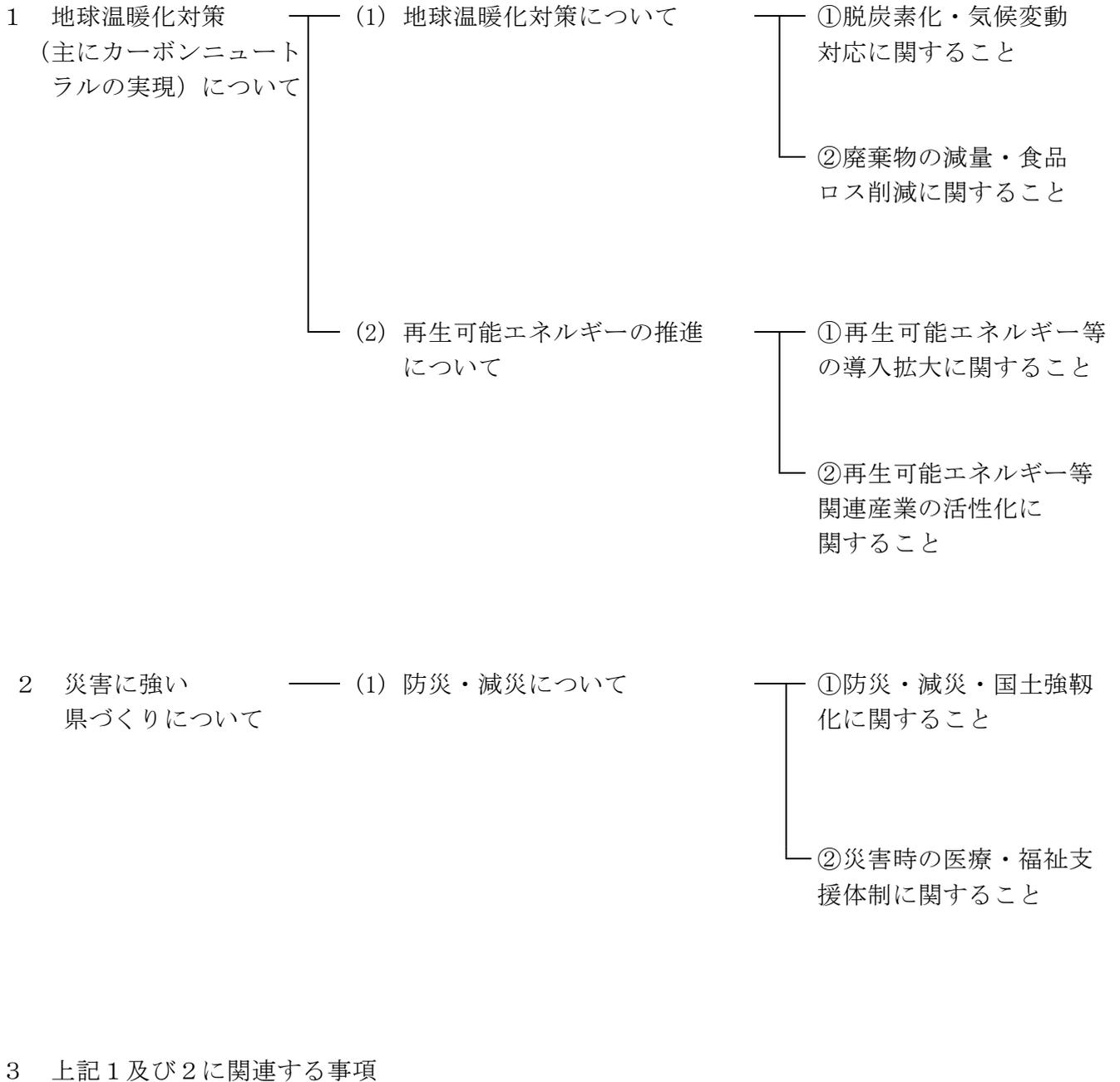
(※) 掲載順は委員長、第一・第二副委員長、委員(期別議席番号降順)

地球温暖化・災害に強い県づくり対策特別委員会 調査事項

【付議事件】

【調査事項】

【調査内容】



## 地球温暖化・災害に強い県づくり対策特別委員会 調査経過

回数	会期別	年月日	主な調査内容	出席部局
1	12月定例会	令和5.12.26	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員会の設置</li> <li>・付議事件について</li> <li>・設置期間について</li> <li>・理事会の設置について</li> </ul>	生活環境部
2	2月定例会	令和6.3.14	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調査事項（案）について</li> <li>・調査計画（案）について</li> </ul>	
3	会期外	令和6.5.8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・参考人招致</li> <li>・（仮称）福島県カーボンニュートラルの推進等に関する条例について</li> </ul>	生活環境部
4	6月定例会	令和6.7.1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調査事項（執行部説明）</li> <li>付議事件1</li> <li>(1)地球温暖化対策について</li> <li>(2)再生可能エネルギーの推進について</li> <li>これまでの取組と現状等</li> <li>主要事業等について</li> </ul>	企画調整部 生活環境部 商工労働部 土木部
5	9月定例会	令和6.10.1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調査事項に係る主要事業の変更について</li> <li>・調査事項（執行部説明）</li> <li>付議事件2</li> <li>(1)防災・減災について</li> <li>これまでの取組と現状等</li> <li>主要事業等について</li> </ul>	危機管理部 保健福祉部 農林水産部 土木部
6	会期外	令和6.11.5 ～11.7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県外調査</li> <li>① さいたま市役所</li> <li>② 山梨県庁</li> <li>③ 山梨大学水素・燃料電池ナノ材料 研究センター</li> <li>④ 米倉山電力貯蔵技術研究サイト</li> <li>⑤ 静岡県庁</li> </ul>	
7	12月定例会	令和6.12.16	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中間意見の審議</li> <li>・福島県防災基本条例（素案）について</li> </ul>	危機管理部

回数	会期別	年月日	主な調査内容	出席部局
8	2月定例会	令和7.3.14	・中間意見を踏まえての今後の委員会調査について	
9	会期外	令和7.5.26 ～5.28	・県内調査 ① 福島市消防団 ② 飯舘みらい発電所 ③ 福島水素エネルギー研究フィールド ④ 會澤高圧コンクリート株式会社 ⑤ 次世代グリーンCO <sub>2</sub> 燃料技術研究組合 ⑥ いわき市中部浄化センター ⑦ かわうち鬼太郎山風力発電所 ⑧ ヒメジ理化株式会社 田村工場 ⑨ 株式会社デンソー福島	
10	会期外	令和7.6.11	・調査事項（執行部説明） 付議事件1 (1)地球温暖化対策について (2)再生可能エネルギーの推進について 主要事業等の成果 令和7年度の主な取組について ・委員間協議	企画調整部 生活環境部 商工労働部 土木部
11	6月定例会	令和7.6.30	・調査事項（執行部説明） 付議事件2 (1)防災・減災について 主要事業等の成果 令和7年度の主な取組について ・委員間協議	危機管理部 保健福祉部 農林水産部 土木部
12	会期外	令和7.9.2	・調査報告書案審議	
13	9月定例会	令和7.9.30	・委員会調査終結 ・調査報告書取りまとめ	生活環境部